

情報セキュリティ基本方針書

1 目的

お客様から信頼される行政書士法人として、お客様情報のセキュリティに関するインシデントの防止を図るとともに、万が一の事件発生時においても被害を最小限に留めることを目的とする。

2 適用範囲概要

【組織】：行政書士法人中井イミグレーションサービス

【施設】：東京本店

【業務】：入国管理局への申請取次 他 行政書士業務

3 実施事項

- (1) 適用範囲の全ての情報資産を脅威（漏えい、不正アクセス、改ざん、紛失・破損）から保護するための情報セキュリティマネジメントシステムを確立、導入、運用、監視、見直し、維持及び改善するものとする。
- (2) 情報資産の取り扱いは、関係法令及び契約上の要求事項を遵守するものとする。
- (3) 重大な障害または災害から事業活動が中断しないように、予防及び回復手順を策定し、定期的な見直しをするものとする。
- (4) 情報セキュリティの教育・訓練を適用範囲すべての従業員に対して定期的を実施するものとする。

4 責任と義務及び罰則

- (1) 情報セキュリティの責任は、代表社員が負う。そのために代表社員は、適用範囲のスタッフが必要とする資源を提供するものとする。
- (2) 適用範囲の従業員は、お客さま情報を守る義務があるものとする。
- (3) 適用範囲の従業員は、本方針を維持するため策定された規程及び手順に従わなければならないものとする。
- (4) 適用範囲の従業員は、情報セキュリティに対する事故及び弱点を報告する責任を有するものとする。

- (5) 適用範囲の従業員が、お客さま情報に限らず取り扱う情報資産の保護を危うくする行為を行なった場合は、就業規則に従い処分を行なうものとする。

5 定期的見直し

本情報セキュリティマネジメントシステムの見直しは、少なくとも年に1回定期的を実施するとともに、重大な変化等の発生時に応じて見直しをするものとする。

日付 平成27年6月1日

役職 代表社員

署名

申井正人